

振動規制法における圧縮機に係る規制の状況等について

1 振動規制法の概要

- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）は「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」としている。
- 規制対象施設となる特定施設は、「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるもの」とされており、振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）において特定施設として、「圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）」を含む 10 種の施設が定められている。
- 同法では、都道府県知事や市長・特別区長が指定した地域に特定施設を設置する場合は、当該施設を設置する 30 日前までに市町村長や特別区長に届出を行わなければならない、届け出なかった場合は、罰則の対象となる。また、規制基準を超える振動により周辺的生活環境が損なわれていると認められる時には、市町村長や特別区長による改善勧告や改善命令の対象となる。

2 工場振動に係る規制対象施設の考え方について

工場振動に係る規制対象施設については、「工場、建設作業、道路交通、新幹線鉄道の振動に係る基準の根拠等について」（中央公害対策審議会騒音振動部会振動専門委員会報告（昭和 51 年 2 月 28 日）添付資料）で、「対象施設については、主として発生する振動の大きさ（5 m 地点で 60dB 以上）、苦情発生件数、地方公共団体の条例等に着目して概ね表-10 に示す施設が該当するものとみられる。」とされている。

表-10 対象施設とその振動の実態

施設名	苦情件数	対象として要望する都道府県数	条例で対象としている都道府県数	補正加速度レベル (dB)				備考 (サンプル数)
				施設からの距離				
				5 m	10 m	20 m	30 m	
液圧プレス機械	46	34	17	68	64	60	57	19
せん断機	230	38	21	68	65	62	61	70
鍛造機	26	38	20	64	60	57	55	20
ワイヤーフォーミングマシン	93	38	21	81	78	75	73	60
	26	26	7	64	52	—	—	13
圧縮機	27	36	17	64	61	58	56	24
破砕機	6	36	17	67	62	58	56	8
摩砕機	5	34	17	64	54	—	—	2
ふるい及び分級機	6	34	15	67	64	62	—	3
織機	30	30	8	71	67	63	61	9
コンクリートブロックマシン及びコンクリート管製造機械	5	22	9	69	62	58	52	4
ドラムパーカー	3	25	6	71	67	63	60	5
ツバカー	5	26	6	68	63	58	55	4
印刷機械	14	22	3	65	61	—	—	2
合成樹脂射出成形機	46	25	6	61	57	53	51	20
鋳造型機	5	30	12	77	72	66	63	6
ゴム・ビニール用ロール機	17	14	4	61	56	—	—	9

注 1 苦情件数は都道府県段階で苦情を受理した件数である。（昭和 48 年）

注 2 対象として要望する都道府県数は、環境庁が対象施設とする必要があるか否かを都道府県に対して調査した結果によるものである。

注 3 補正加速度レベルについては、環境庁、通商産業省及び都道府県で測定したものを集計し平均したものを例示したものである。なお、測定条件等は必ずしも統一されていないものも含まれている。